

CMAC (2014年2月) 出席報告

みずほ証券(株) 企画グループ 経営調査部 上級研究員 くまがい ごろう 熊谷 五郎

2014年2月27日、ロンドンにおいて開催された国際会計基準審議会 (IASB) の資本市場諮問会議 (Capital Market Advisory Committee, CMAC)*の概要につき、以下のとおり報告する。

* IASBと世界の財務諸表利用者 (アナリスト、ポートフォリオ・マネージャー等) との会合で、2014年2月現在の委員数は16名である。CMACは、開発中・改訂中の新旧個

別会計基準やIASBの各種プロジェクトについて、財務諸表利用者の視点からテクニカルなアドバイスを行う。毎年2月、6月、10月と年3回、各1日の日程でロンドンにて開催される。筆者 (熊谷) は、IFRS-AC同様、金子誠一アナリスト協会参与・前CMAC委員の後任として2014年1月に就任し、今回が初めての出席である。

1. 議事一覧

番号	日時	議事
—	2月27日 9:15- 9:45	開会・CMAC 委員紹介
—	同 9:45-10:00	Hans Hoogervorst IASB 議長挨拶
1	同 10:00-11:00	リース：借手の会計モデル
2	同 11:15-12:15	IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー
3	同 13:30-14:30	統合報告
4	同 14:30-14:45	有利子負債等のディスクロージャー
5	同 14:45-15:00	持分法の会計
6	同 15:15-16:00	ディスクロージャー・イニシヤチブ：「重要性」

議事内容に係わる配布資料は、以下のサイトで取得可能。
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-Feb-14.aspx>

2. 議事概要

• 開会にあたって

会議冒頭、Hans Hoogervorst IASB 議長より、会計基準設定プロセスにおける財務諸表利用者からのIASBへのインプットの重要性が強調され、CMACメンバーに対する謝意が表明された。作成者、監査人等の他の利害関係者に比べて、投資家、アナリスト等財務諸表利用者からの意見が少ないので、IASBとしては、投資家やアナリストからのインプットを増やすために、アウトリーチ活動などを強化していきたい旨の発言があった。

• リース：借手の会計モデル【議題1】

新しいリース基準はIASBと米国財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクトある。前回のCMAC（2013年10月）でも議論され、CMACの総意として、新リース基準の開発を強く促すHans Hoogervorst議長宛て公開書簡を公表した¹。

今回のCMACでは、現在両ボードが検討中の借手の会計モデルについて、IASBスタッフより3つの異なるアプローチの解説があった。現在、借手の損益計算書においてリース費用をどう認識すべきか、ということが論点になっている。

アプローチ①は、全てのリースについて、償却費・利息を認識するという1モデル・アプローチである。アプローチ②は、償却費・利息を認識するモデルをデフォルトとするものの、

小売りのテナント契約など不動産賃貸契約類似のオペレーティング・リースについては、償却費のみ認識するという2モデル・アプローチとなっている。アプローチ③は、ファイナンス・リースは償却費と利息、オペリースは償却費のみというIAS第17号の従来モデルを踏襲するもので、これも2モデルのアプローチとなっている²。

これら3つのアプローチのうち、財務諸表利用者が分析するにあたって、最も有用な情報を提供するモデルはどれかに関して議論がなされたが、アプローチ①が圧倒的支持を得た。この見解を支持する根拠としては、リース契約によって生じるリース負債は、有利子負債に類似する性格を持つので、償却費に加えて利息も認識する必要があるという点が指摘されていた。また②、③のような2モデル・アプローチの場合には、作成者による恣意的な選択が可能になる点への懸念も指摘された。

アプローチ②を支持したのは、筆者を含む数人のみであった。これは、償却費の発生しない不動産リースと発生する設備等のリースは経済実態が違うという見解を反映している。しかしリース契約によって認識されるのは、リースによって提供される資産そのものではなくて、あくまで使用権資産であってこれには契約期間という定めがある。したがって、不動産そのものがリース資産として認識されるわけではないし、使用権資産が認識されるのであれば契約期間にわたって償却費が発生すると考えるべきという反論がなされた。

次に、次善の選択肢は何かについても議論さ

1 CMACはそれぞれの委員が個人の立場で意見を表明する場であり、何かを議決することはない。したがって、CMAC委員の総意として公開書簡を公表することは極めて異例のことである。ある委員は、新人委員の筆者に、CMACで委員の意見が完全に一致したことはリース基準について以外はないし、今後もないだろうと述べていた。

2 アプローチ①は2010年8月公開草案、アプローチ②は2013年5月公開草案で提案されたモデルである。またアプローチ③は米国の利害関係者の意見を反映しており、FASBが新たに提案しているモデルである。

れたが、ここでは全員一致で、アプローチ②が支持された。アプローチ③を支持する意見はなかった³。

• IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー 【議題2】

IASBは2014年1月30日付で、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに関する「情報提供要請 (Request for Information, RfI)」を公表している。今回のCMACでは、①企業結合と資産取得の区別、②のれんと無形資産の識別、③のれん：非償却対償却という3つの論点について議論がなされた。

① 企業結合と資産取得の区別

IASBスタッフよりCMAC委員に対して、企業結合と資産取得に対して異なる会計処理を適用することの得失について質問がなされた。この論点については委員間の意見が割れた。企業結合と資産取得で異なる会計上の取扱をするのは当然であるとする意見がある一方で、企業結合と資産取得について、現在の会計処理上の違いをむしろ統一すべきものもあるという意見もあった。異なる会計処理が望ましくない分野として、繰延税金資産・繰延税金負債、取得関連費用が指摘された。

また、ある資産グループがIFRS第3号で定義される「事業 (business)」に該当するか否か明確ではない場合には、そもそも多額の「のれん」を計上すべきではない、という意見もあった。言い換えれば、「のれん」の存在が、ある資産グループが事業を構成するか否かの指標である、というのがその委員の見解であった。

② のれんと無形資産の識別

のれんと無形資産の識別にも見解が分かれ

た。否定的な見解としては、無形資産を識別しても、売買できないのでその測定は複雑かつ主観的なものとならざるを得ず有用な情報を提供しないというものがあった。また無形資産の認識によって将来設備投資が不要であるような誤った印象を与えるという意見もあった。CMAC全体として否定的な見解の委員が多かったように思われる。

一方、のれんから識別された無形資産に対して経営者が選択する会計方針を企業ごとに比較することで、のれんに関する情報からだけでは得られない有用な情報を提供するという肯定的な見解を示す委員もいた。

③ のれん：減損対償却

次に我が国でも関心の深いのれん（および耐用年数を確定できない無形資産）について減損と償却のどちらが有用か議論された。減損を支持する意見が多数派で、その論拠は、減損の方が、RoIの計算がより適切に行えることに加え、M&Aが成功であったか失敗であったかよりの確に判断できるというものであった。

一方、筆者を含めて償却を支持する意見も相当数あった。償却支持派の論拠は、減損テストが非現実的でありかつ有効ではないこと、多くの場合、減損が生じるのは、株価が大幅に下がってからであり有用な情報を提供しないこと、のれんの存続期間の推定は、他の無形資産の存続期間の推定に比べて特に困難とは思われないこと、のれんは原価であり存続期間にわたり期間配分され損益認識されるべきこと、などであった。

ただし、償却支持派も含めて、減損テストに関するディスクロージャーが有用であることに関しては、意見の一致を見た。

また最後に情報提供要請 (RfI) のコメント

3 2014年3月のIASB・FASB合同会議では、IASBがアプローチ①を採択する一方、FASBはアプローチ③を採択し、リース会計についてはコンバージェンスしないこととなった。

期間は2014年5月30日までで、2014年上半期中に、IASB理事とスタッフが、投資家・アナリストに対して更なるアウトリーチを行う予定であることが報告された。

● 統合報告【議題3】

IASBスタッフより、統合報告の歴史や開発状況、IFRS-ACにおける議論が紹介された後、統合報告というコンセプト、また、IASBの果たすべき役割について議論がなされた。IFRS-AC同様、CMACでも統合報告のコンセプトに対して総じて懐疑的ないしは、慎重な見方の委員が多かった。筆者も含め、IASBの主要なミッションは財務報告に関する要件設定であって、統合報告に過大なりソースを割くべきではないというのが総意であった。

● 有利子負債等のディスクロージャー【議題4】

IASBでは有利子負債等(Debt)⁴のディスクロージャーに関して、IAS第7号「キャッシュフロー表」の「財務活動」に基づく開示として、有利子負債等の「期首から期末までの残高増減明細表(Roll-forward of beginning and ending balances)」の開示義務付けを検討中である。これは英国においてIFRSの強制適用前に開示が義務付けられていた「純負債調整表(Net debt reconciliation)」の復活を求める声が欧州の利用者中心に上っていることが背景にある。しかしながら、そうしたニーズに地域的な偏りがあるのではないかという懸念もあり、CMACでもそうしたディスクロージャーの有用性について議論された。

総じてCMAC委員もIASBスタッフの提案を支持する声が強かった。また、損益計算書に

おける金利費用・調達コストと、バランスシート上の当該有利子負債との紐付け、有利子負債の満期情報の拡充、本国への送金(repatriation)に関する制約等キャッシュに関する情報強化を求める声もあった。

2014年3月のボード・ミーティングで、IASBスタッフより有利子負債等のディスクロージャーに関する提案書が提出されることになった。これはディスクロージャー・イニシアチブの短期対応の一環という位置づけとなる。

● 持分法の会計【議題5】

IASBスタッフより、アジェンダ・コンサルテーションを通じて、持分法会計の改善が課題として浮上したとの説明があった。IASBスタッフとしては、まだ何らアクションを起こしていないが、持分法が適用される関連会社やジョイント・ベンチャーを分析するにあたっての財務諸表ユーザーのニーズを事前に把握したいというのが、このセッションの趣旨である。

それに対してCMAC委員の間では、市場価格のない持分に対して公正価値モデルを適用することに対しては懐疑的な声が強かった。持分法自体やその問題点はすでに十分に理解されているので、いかなる変更についても慎重であるべきだ、という意見もあった。財務報告書作成企業の本業に対して、関連会社やジョイント・ベンチャーへの投資がどう意味を持つのか、中核的なものか、そうでないのかを理解することが重要であるとの指摘もあった。

IASBスタッフは、アジェンダ・コンサルテーションへのフィードバック・コメントの分析をさらに進め、今後仮に持分法会計の改善プロジェクトを実施することになった場合の範囲

4 「負債(Liabilities)」が概念フレームワーク上定義付けられている概念であるのに対して、「有利子負債等(Debt)」は明確な定義が困難であるとされている。例えば上記の「純負債調整表」では、「当座借越(Bank overdraft)」、「株式以外の金融商品(Financial instruments)」、「借入金(Borrowings)」、「デリバティブズ(Derivatives)」をDebtとしている。ここでは、Debtの訳語として「有利子負債等」とした。

について検討する予定である。

• ディスクロージャー・イニシャチブ：「重要性」【議題6】

IASBでは、ディスクロージャー・イニシャチブの短期対応の一環として、「重要性（materiality）」について再検討しているが、「重要でない情報の開示を禁止する」という提案などを検討している。CMACでは「重要性」プロジェクトの範囲と目的、アプローチ等について議論された。

CMAC委員全体としてIASBの「重要性プロジェクト」を支持する声が強かった。重要性プロジェクトの目的は、ディスクロージャーをより効果的なものにするのであって、必ずしも開示量を減らすことではないというのがコンセンサスであった。また、このプロジェクトには、規制当局や監査人等、財務諸表利用者・作成者以外の利害関係者にも関与してもらうことが必要であるという点でも意見の一致を見た。

また、「重要性」の概念自体はよく理解されているが、財務報告書の作成にあたって「重要性」がどのように適用されているのか、財務諸表利用者から見て不透明であるとの指摘もあった。ある情報が「重要でない」と判断するためのガイダンス作成などにより、「重要性基準」適用に関する透明度を向上させることをIASBは検討すべきであるなどの提案もあった。

なお、本件に関連して、2014年3月25日付けで公開草案「ディスクロージャー・イニシャチブ：IAS第1号の修正」（コメント期限2014年7月23日）が公表されている。